

## 後期高齢者医療制度のお知らせです

# 平成26・27年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。  
保険料額は6月下旬に決定し、7月に決定通知書をお送りします。

### 均等割額

被保険者一人あたり  
**40,347円**  
(改正前:38,239円)



### 所得割額

賦課のもととなる所得金額 × **8.10%**  
(改正前:7.29%)



### 年間保険料

(上限額57万円)  
(改正前:55万円)

※ 年間の保険料総額については  
100円未満切捨て

※ 保険料率は2年間の医療給付費を推計して、2年ごとに見直されます。

## 保険料増加抑制のための対策

### 財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制(約4億5千万円)

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成26・27年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金を広域連合に交付いただき、保険料の増加を抑制することを予定しています。

左記の対策を講じた結果、  
均等割額を754円分  
所得割率を0.17%分  
軽減することができました。

## 保険料の軽減

### 引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します

#### 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	9割軽減	4,034円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	6,052円/年
33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数)以下の場合		5割軽減	20,173円/年
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)以下の場合		2割軽減	32,277円/年

#### 所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。



#### 被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。

問 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320 または、住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111